

「喩族歌」の背景（続）

―大伴兄麻呂の存否を中心に―

中野謙一

はじめに

前稿では、「喩族歌」（『萬葉集』卷二十、四四六五〜四四六七）の背景にあった大伴古慈斐朝廷誹謗事件について、事実関係の検証を試みた。^① 本稿では、事件当時の大伴一族内における家持や古慈斐の立場を追究することとしたい。

はじめに、古慈斐が朝廷誹謗の廉で拘禁された天平勝宝八歳（七五六）五月の時点で、従五位上であった家持より上位の大伴一族を挙げてみよう。確実なのは、事件の前後とも消息が伝わる古麻呂・古慈斐・麻呂・稲公の四名である。さらに兄麻呂の名を挙げる研究者が少なくないが、兄麻呂は存否が明らかではない。

ここで早くも問題が生じる。兄麻呂は健在であったとすれば、参議従三位で一族中最高位者だったことになるのである。事件当時の大伴氏の氏上を兄麻呂と断じているものもみられる。^② この問題は小さくないと思われるが、意外にも、十分な検討がなされているとはいいいがたい。兄麻呂については後に詳しく述べることとして、そのままに他の有力者の顔ぶれをみておこう。

大伴一族の有力者たち

① 古麻呂

左大弁（天平勝宝六年四月庚午任）、正四位下（同月壬申叙）。系図類はいずれも信じがたく、『萬葉集』に

・ ・ ・ ・ ・ 以前は、天平二年庚午の夏六月、帥大伴卿忽ちに瘡を脚に生し、枕席に疾苦す。これに因りて馳馱して上奏し、庶弟稻公、姪胡麻呂の、遺言を語らむと欲する者を望み請ひしとき、勅すらく、右兵庫助大伴宿祢稻公、治部少丞大伴宿祢胡麻呂の兩人に馭を給ひて発遣し、卿の病を省みしむ。 ・ ・ ・ ・ ・

（巻四、五六七左注）⁽³⁾

とあることから旅人の甥（父は宿奈麻呂か）⁽⁴⁾、家持の従兄弟とするのが妥当であろう。とすれば、贈従二位安麻呂の庶孫として正七位上の蔭叙を受けることができたはずである。⁽⁵⁾ 従六位上相当の治部少丞だった天平二年（七三〇）は初叙位からほどない頃であろうから、仮にこの時二十七歳とすると、天平勝宝八歳当時五十三歳となる。その間の経歴としては、二度にわたり渡唐したことが知られるが、特に二度目で遣唐副使を務めた際には、任命時（天平勝宝二年九月己酉）の従五位下から帰国後に褒賞として叙された正四位下まで、実に六階の昇進を遂げている。在唐時に朝賀の席次を変更させた一件（天平勝宝六年正月丙寅の奏言）や、鑑真らを密かに自船に乗せて帰国した一件（『唐大和上東征伝』）は著名で、「行動派で、硬骨漢」⁽⁸⁾あるいは「正義感に富み文武に秀でた剛直の士」⁽⁹⁾という見方もうなずける。

古麻呂の名は、事件発生のわずか七日前、聖武上皇が没した翌日の記事にみえる（Z—『続日本紀』の参考記事は末尾に一覧として示す）。葬儀に関わる諸官司に任じられた者が記されているが、諸王や三位以上の者が多いなか、古麻呂も名

を連ねている。事件後最初にみえるのは同年十二月(a)、皇太子以下二名が諸寺に梵網経講師を請うために遣わされた記事であるが、これも諸王や三位以上の者が中心で、古麻呂ら三名のみがそれに該当しない。古麻呂はこの頃、四位で非参議ながら、公卿と同等ともいうべき役割をたびたび担っている。能力を買われてのことであろう。

② 古慈斐

出雲国守(任官年時不明)、従四位上(天平勝宝元年十一月己未叙)。小吹負の孫、祖父麻呂の子(宝龜八年八月丁酉薨伝)。薨伝に記された享年から逆算すると持統九年(六九五)生まれ、事件当時六十二歳となるが、大伴一族のなかで年齢が確定される例は稀少である。小吹負が「壬申紀」に活躍著しい吹負と同一人物とされることには疑問があり、その点については別の機会に述べたいが、兄の馬来田が大紫位(正三位相当)を贈られたのに対し、小吹負の贈位は三階下の大錦中位(四位相当)で孫の古慈斐に蔭を及ぼさない。父の祖父麻呂は靈龜二年(七一六)正月に従五位下に昇叙され、その後一〇年間従五位であったが、薨伝の文脈を信じてよいとすれば、古慈斐はその間に「起家」している。蔭階は祖父麻呂の嫡子ならば従八位上、庶子ならば従八位下となる。初任官は大学大允であったが、これは蔭階より数階上の正七位下の相当官で、「少くして才幹有り、略書記に涉れり」という評との関連をうかがわせる。また、「贈太政大臣藤原朝臣不比等、女をこれに妻す」とあるのは、不比等が没する養老四年(七二〇)八月以前のことであろう。「才幹」に加えて不比等の女を妻としたことが、天平勝宝年間に衛門督従四位上に到るまでの順調な昇進につながったと察せられる。

ただし、従五位下昇叙(天平十一年正月丙午)以前の古慈斐については、わずか一年余の間ではあるが外従五位下を経ている点に注意したい(天平九年九月己亥、従六位上より外従五位下昇叙)。神龜五年(七二八)三月に定められた内・外階制によって、同年五月丙辰以降、大伴一族のなかにも正六位上以下から外従五位下に叙される者が現れる。それ以降に従前のおり正六位上以下から従五位下(内位)に叙される者もあって(「内階コース」、それらと外位を経ねばならない

者（「外階コース」）との間に区別が生じたのである。⁽¹⁰⁾しかし天平十八年（七四六）四月癸卯、大伴氏で外従五位下だった者五名が揃って従五位下に昇叙されると、以降再び外従五位下に叙される者はみえず、大伴氏は単一の「内階コース」氏となっている。「外階コース」が存在した期間中に五位を授けられた者は、次のように区別される。

「内階コース」……兄麻呂・稲公⁽¹¹⁾・駿河麻呂・古麻呂・家持

「外階コース」……首麻呂・御助・小室・老人・古慈斐・麻呂・三中・名負・百世・犬養

「内階コース」は、兄麻呂を除けば、稲公が安麻呂の子、駿河麻呂が御行の孫、古麻呂・家持が安麻呂の孫とおおよそ系統の明らかな者たちである。一方「外階コース」は、吹負の孫と判明している古慈斐を除き、いずれも系統不明である。⁽¹²⁾この区別については、「氏の中核的なグループ内での宗家・支家との関係乃至それぞれの父祖の官人的な地位にかかわる」と⁽¹³⁾と推測されている。より具体的には、大化以降の大臣の子孫であることが「内階コース」の要件の一つとされたのではない⁽¹⁴⁾か。大伴氏に限っていえば、孝徳朝の右大臣長徳の子である御行や安麻呂らの系統と、長徳の弟とされる馬来田や小吹負の系統およびその他の系統との間に差があったものと考えられる。

なお、古慈斐の人物像については、「古麻呂とともに最も硬骨の大夫」⁽¹⁵⁾、あるいは吹負の血統を受けた武人⁽¹⁶⁾といった具合に想像されることが多い。しかし、薨伝その他『続日本紀』の記述によるかぎり、衛門督に任じられた点を除けば、武人の面影はまったくみられない。事件前後の古慈斐については前稿に述べたが、『萬葉集』に「（天平勝宝四年）閏三月に、衛門督大伴古慈悲宿祿の家に於て、入唐副使同胡麻呂宿祿等を饒せし歌二首」（卷十九、四二二六二題詞）がみえるように、同族とはいえ血縁の遠い古麻呂との接触をもっていたことを付け加えておきたい。

③ 麻呂

従四位下(天平勝宝六年正月癸卯叙)。天平十年(七三八)閏七月癸卯に右京亮に任じられたが、以降任官のことはみえず、事件当時は散位か。天平十三年閏三月七日の「右京職移」に「亮外従五位下勲十二等大伴宿祿¹⁷」と署しており、少なくともこの時点まで在任していたことがわかる。また、最下等ながら勲位を帯しているから武人といつてよい。麻呂は古慈斐と同じく「外階コース」だから、おそらく長徳の子孫ではない。外従五位下昇叙は古慈斐よりも三年九ヶ月早く(天平六年正月己卯)、年長であったと考えられる。ところが、従五位下昇叙(入内¹⁸)は古慈斐に遅れること七年三ヶ月、天平十八年四月のことで、これは先述のように制度変更に関わる叙位であった。官人としての能力あるいは血縁関係の面において、古慈斐とはかなりの差があったようだ。

以上の経歴等をふまえると、天平勝宝六年正月に節会の宴席で俄に四階昇叙され従四位下に到ったのは(Q)、並んで四位に列した多治比家主と麻呂がいずれも「老齡¹⁹」であったことが主な理由と考えられる。両名とも名族の出でありながら、おそらく七十歳を超えてなお下位に列していたのを、天皇が特に憐れんだのであろう。三年後の天平宝字三年(七五九)十二月己亥、散位のまま没した。その間に知られるのは、天平勝宝七年三月頃、越前国坂井郡堀江郷に有していた田野を、何故か東大寺に売却したことのみである。この行為から、一族を率いて難局を打開しようとする意志をうかがうことはできないが、事件当時、大伴一族の長老というべきはこの麻呂であった。

④ 稲公

上総守(天平勝宝六年四月庚午任)、正五位下(天平勝宝元年四月甲午朔叙)。古麻呂のところであつたとおり旅人の庶弟で、古麻呂・家持の叔父にあたる。同母姉の坂上郎女が文武三年(六九九)頃の生まれと考えられるから、²⁰稲公は大宝元年(七〇二)頃の生まれ、古麻呂より少し年長であろう。

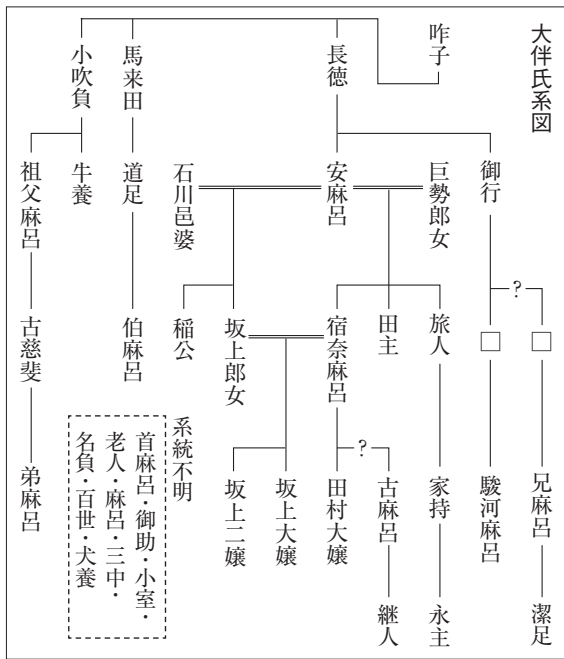
事件当時は上総守在任中で任国にあったのだろうか。その点は不明であるが、天平勝宝八歳十二月頃までには帰京していらしい（後掲e）。古慈斐事件の翌年七月に起こった橘奈良麻呂の変では、首謀者の一人だった古麻呂に与しなかったばかりか、その前後に一階ずつ昇叙され従四位下に到っている（天平宝字元年五月丁卯、八月庚辰）。特に八月庚辰の叙位は奈良麻呂の変の褒賞とみられるから、何らかの役割を果たしたと推測される。翌年、大和守として瑞字を奏上し（天平宝字二年二月己巳）、仲麻呂政権に協力的な姿勢をみせたのを最後に消息を絶っている。

⑤ 家持ほか

兵部少輔（天平勝宝六年四月庚午任）、従五位上（天平勝宝元年四月甲午朔叙）。祖父は大納言贈従二位安麻呂、父は大納言従二位旅人（延暦四年八月庚寅「死」伝）。この系譜をもって、「宗家の嫡子」といった捉え方がなされているのだが、同時代の人々も家持に到る系統を「宗家」とみなしていたのか、大いに疑問である。この点については後に述べることにしたい。家持の生年についてもさまざまな議論が展開されてきたが、ここでは養老元年（七一七）説が最も無難とみて、²¹事件当時四十歳としておく。家持の人物像や前後の消息についてもここではふれず、先を急ぎたい。

そのほかの者を二、三みていくと、まず天平十九年正月丙申に正五位下に叙された百世がいる。事件当時存命とすれば、稲公より格上となるが、相当高齢だったはずである。²²天平十年頃までは、同じ「外階コース」の麻呂と似たような経歴をたどっているから、両者は同年輩とみられる。天平十三年頃からは、麻呂の官歴が途絶えたのに対し、百世は美作守・鎮西府副將軍・豊前守を歴任しており、その後天平十九年正月の昇叙を最後に消息を絶っている。麻呂が四位に列した天平勝宝六年の一件では、同じ待遇を受けるに相応しい百世の姿がみえないことから、この時すでに没していたのではないかと思われる。

事件当時、従五位上で家持と並んでいたのが犬養である。天平宝字元年五月丁卯には正五位下に昇叙されて家持の上位



に立つが、それ以前は先に従五位上に叙された家持の方が格上であった。事件当時は美濃守か（天平勝宝五年四月癸巳任）。『尊卑分脈』は藤原仲麻呂の六男刷雄の母を犬養の娘としている。²⁶ 刷雄は天平七年（七三五）頃の生まれだから、その外祖百世よりも本来格下であった。仲麻呂が式部卿に就任し権勢掌握に踏み出した天平十八年以降、犬養の官位は順調に昇進するようになる。先にみた稻公と同様、大伴一族の者たちが結束して仲麻呂に対峙するのではなく、それぞれ個人的な利害や縁故によって動いている点に留意したい。

駿河麻呂は坂上郎女との贈答で知られる萬葉歌人である。御行の孫とみてよいが、父の名は不明とせざるをえない。²⁶ 宝龜三年九月癸卯、陸奥按察使に任じられた際に「年老い身衰へ」ていることを理由に辞退しようとしたというから、この時七十歳以上とすれば、大宝三年（七〇三）以前の生まれ、家持より十四歳以上年長となる。稻公と古麻呂の間ぐらいであろうか。従五位下昇叙（天平十五年五月癸卯）は四十歳を過ぎた頃で、このあたりまでは同じ「内階コース」の稻公・古麻呂と歩調を合わせていたようである。その後は何故か長く従五位下にとどめられており、その間、駿河麻呂に一年八ヶ月遅れて（天平十七年正月乙丑）叙爵された古麻呂や家持に超えられている。駿河麻呂と家持の序列の上下をみると、本来年長

の駿河麻呂が上であったが、家持の従五位上昇叙（天平勝宝元年四月甲午朔）から駿河麻呂の正五位上昇叙（宝亀元年十月甲寅）までの間は逆転しており、事件当ても駿河麻呂が下位にあつたはずである。

兄麻呂の存否

兄麻呂については、『続日本紀』に系譜や生没年が記されておらず、不明の点が殊に多い。唯一信用できそうな系譜記事が、『公卿補任』延暦九年条の伴潔足を兄麻呂の子とするものである。これをふまえて、兄麻呂・潔足父子の経歴をみれば、ある程度ことは推測できる。兄麻呂は天平三年正月丙子、正六位上から従五位下に叙されている。すなわち「内階コース」だから、前述のように長徳の子孫と考えられる。さらに、安麻呂の系統の足跡が多く残る『萬葉集』に兄麻呂や潔足がまったくみえないことや、安麻呂系の家持や継人らが首謀者とされた藤原種継暗殺事件の後も潔足は順調な官途を歩んでいることなどからすれば、おそらく安麻呂系ではあるまい。安麻呂の兄弟の子孫とすれば、参議従三位に昇った兄麻呂の父祖として最も蓋然性が大きいのは、贈正広式右大臣⁽³¹⁾の御行である。兄麻呂を御行の子孫とみなす研究者は少なくないが、ここで問題となるのが御行の孫とみられる駿河麻呂との関係である。結論からいえば、兄麻呂と駿河麻呂を父子とみなすのは無理であろう。

まず、兄麻呂の従五位下昇叙は、先にみた駿河麻呂のそれよりも十二年四ヶ月早い。加えて両者が御行の庶子・庶孫として初叙されたとすれば、兄麻呂は従六位上、駿河麻呂は従六位下に蔭叙されるから、その後同じ速さで昇階していくと、駿河麻呂よりも早く従五位下に達することはいうまでもない。その点も含めて、父子にしては両者の叙爵の間隔が短すぎる。また、前述の駿河麻呂の生年によれば、兄麻呂は遅くとも天武朝末年には生まれていなければならず、叙爵時四十半ばを過ぎていたことになるが、これは御行の子としてはあまりに遅いのである。兄麻呂を駿河麻呂の父とみなすことはできない。

ほかに考えられるのは、駿河麻呂の兄、叔父(33)ないし従兄といった可能性である。ここで『続日本紀』に伝えられた兄麻呂の経歴をみると、注目されるのは天平勝宝元年七月甲午に参議に任じられ、さらに翌月辛未に紫微大弼を兼ねていることである。「光明・仲麻呂体制」を決定づけた紫微中台の創設にあたって、長官たる紫微令に就任した藤原仲麻呂に次ぐ高官が、大弼に任じられた兄麻呂であった。その後、少なくとも天平勝宝三年正月己酉の従三位昇叙(A)に到るまでの間、兄麻呂の政治的立場は仲麻呂に近かったとみてよいであろう。その後は『続日本紀』に一切あらわれず、存否不明となるが、その子潔足が仲麻呂の子浄弁(訓儒麻呂)らと並んで問民苦使に任命されていることから(天平宝字二年正月戊寅)、兄麻呂は終始仲麻呂寄りであったと考えられる。大伴一族では古慈斐・駿河麻呂・家持・伯麻呂の四名が、天平勝宝三年から仲麻呂の滅亡する天平宝字八年まで一四年以上の間一度も昇叙されていないように、仲麻呂との関係が良好とはいえない者が目立つが、なかでも駿河麻呂は古麻呂とともに仲麻呂と敵対した人物である。こうした政治的立場の相違から、兄麻呂と駿河麻呂が兄弟や父子であった蓋然性を大きくみることはできない。

叔姪か従兄弟かについては、潔足の経歴から考えてみよう。『公卿補任』延暦十一年条によれば、潔足はこの年、参議従四位上で没しているから、『日本後紀』に卒伝があったはずだが、これは逸文としても存していない。潔足の年齢に関して『公卿補任』によるしかないが、延暦九年条に「七十」、同十一年条に「七十七」と記載されている。没年のためか後者を採って靈龜二年(七二六)の生まれとするのが一般的だが、卒伝が失われている以上、両者は等価として扱うべきであろう。むしろ、「参議従三位兄磨之子」という記載もある前者の方が、あるいは卒伝に近い良質な資料に依拠したものかもしれない。こちらによって養老五年(七二二)の生まれとみておくと、天平宝字八年(七六四)正月乙巳の従五位下昇叙の際、すでに四十四歳であったことになる。これは御行の孫、兄麻呂の子にしては叙爵が遅すぎる。世代の近い者と比べると、家持の二十九歳は別格としても、伯麻呂の三十三歳よりかなり遅い。そこで、潔足が御行の曾孫であったとすればどうか。祖父の蔭は及ばず、仮に兄麻呂が正五位下だった天平十五年前後にその嫡子として初叙されたとすると、蔭階は

正八位下である。一方、伯麻呂が贈大紫（正三位相当）馬来田の嫡孫とすると、その蔭階は正七位上であるから、潔足は五階の差を埋めるのに長い年月を要した、と説明がつく。以上によれば、兄麻呂は御行の孫、駿河麻呂の従兄弟である蓋然性が最も大きい。

ところで、兄麻呂が叙爵から従三位に到るまでに要したのはちょうど二十年であったが、途中三度の越階昇叙を経るなど、まさに駆け上がったといつてよい。大伴一族で『続日本紀』に従五位下昇叙と従三位昇叙の両方が記された者としては、兄麻呂のほか牛養・古慈斐・家持の三名があるが、牛養と古慈斐は三十六年、家持は三十六年十ヶ月を要している（駿河麻呂は贈従三位まで三十三年二ヶ月）。それぞれに特殊な事情が考えられるとしても、兄麻呂の速さはきわだっていることから、あるいは御行の嫡孫で、いずれ氏上たるべき者と目されていたのではないかとも思われる。仮に持統末年か文武初年頃の生まれとすれば、二十代半ばで潔足の父となり、三十代半ばで叙爵されたこととなって適当である。

兄麻呂の死没年時については、『公卿補任』に天平宝字二年条まで参議従三位として名がみえることから、それ以降とするものが多い⁽³⁵⁾。しかし、『公卿補任』の兄麻呂に関する記載を用いるのは危険といわざるをえない。たとえば、同書の天平勝宝八年条以降をみると、兄麻呂の項は次のとおり記載されている。

天平勝宝八年条 紫微大弼。左大弁（任日可尋）。薨年未詳。或本。天平宝字二^(元イ)年謀反。

天平宝字元年条 左大弁（月日兼之。）

天平宝字二年条 左大弁。^(兼イ)月日謀反。

『公卿補任』の記載をもつて「天平勝宝八年ごろには左大弁も兼ねたらしい⁽³⁶⁾」というのは明らかに誤りで、左大弁には、先にみた大伴古麻呂が天平勝宝六年に任じられて以降（T）、天平宝字元年の橘奈良麻呂の変直前まで在任していたことが

確認できる（「写経所請経注文」〈天平勝宝七歳八月十五日。『大日本古文書』一三、一五〇頁〉、Y、b、天平宝字元年四月辛巳条、同年六月壬辰条）。右の「左大弁」については、『公卿補任』が兄麻呂と古麻呂を混同したものとわかるが、「謀反」についても同様のものとみてよからう。「謀反」にかぎっては、天平宝字元年七月庚戌条のみにみえる大伴兄人との混同も考えられるが、それでは「左大弁」が説明できない。

『続日本紀』をみていくと、兄麻呂の記事が絶えて三年後、唐から帰国した古麻呂の記事が頻出するようになる。しかも、先に述べたとおり、公卿とともに名を連ねることが多いから、兄麻呂との混同が生じたとしても不自然ではない。なお、「謀反」が橘奈良麻呂の変をさすとすれば、「天平宝字二年」は「元年」の誤りとなる。右に関するかぎり、『公卿補任』はかなり杜撰な記載を行っており、『続日本紀』以外の独自資料に拠ったとは到底考えられない。

以上のように、『公卿補任』は天平勝宝八歳の事件当時、兄麻呂が生存していたとする根拠とならないのであるが、一方ですでに死亡していたとする立場（後述）からも、特に根拠は示されていない。ここでは、兄麻呂以外の公卿について天平勝宝三年以降の動静を観察することを通じて、兄麻呂が事件当時すでに没していた蓋然性が大きいことを示したい。

天平勝宝三年から同八歳までの六年間に、その時公卿の地位にあった者の名がみえる『続日本紀』の記事としては、A、Z（Q・S・U・Yを除く）およびa・bの二四条が存在する。Aは兄麻呂の生存が確認される最後の記事である。以降の記事から、公卿についてその地位と直接関係しない内容を記したするなど、兄麻呂の名がそこにみえなくて当然のものを除くとすれば、薨卒記事のH・N・P、その他当該公卿の特殊な立場に関わるB・E・K・X・aが除外される。ただし、Eは後掲cにみえない代わりに別の役割を担っていたことを示すものといえる。残る一五条のうち、D・F・G・I・J・L・M・O・R・Tはいずれも叙位ないし任官の記事である。叙位については、兄麻呂がAの後六年間昇叙されなかったとしても特に不自然ではない。任官についても、従三位相当官の大宰帥（J・O）には兄麻呂が任じられてもおかしくなかった（大伴一族では安麻呂・旅人父子が任にあった）、といえる程度である。

残るC・V・W・Z・bに、後掲のc・d・eを加えて年代順に並べ、それぞれの記事における公卿の出現状況を次の表にまとめてみる。

天平勝宝三々八年の公卿（○は当該記事にみえる者、×は当該記事にみえない事由の明らかなる者）

氏名	官職名	位階 <small>(正位)</small>	C	c	d	V	W	Z	b	e	備考
橘諸兄	左大臣	正一位		○		○		×	×	×	八歳二月致仕(X)
藤原豊成	右大臣	従二位				○		○	○	○	
巨勢奈氏麻呂	大納言	従二位		○		×		×	×	×	五年三月没(N)
藤原仲麻呂	大納言	従二位		(E)					○	○	四年九月～五年九月兼大宰帥(J・O)
紀麻路	中納言	従三位				○			○	○	
多治比広足	中納言	従三位				○		○		○	
大伴兄麻呂	参議	従三位									
橘奈良麻呂	参議	従四位上		○				○			六年正月正四位下(R)
石川年足	参議	従四位上		○					○		五年九月従三位(O)
藤原清河	参議	従四位上		×		×		×			四年閏三月正四位下(O)、渡唐後帰国せず
藤原八束	参議?	従四位下		○		×		×	×	×	四年四月撰津大夫(F)、六年正月従四位上(R)、参議は存疑
三原王	中務卿	正三位		×					×	×	四年七月没(H)
智努王	?	従三位				○		○		○	四年九月文室賜姓(K)、六年四月撰津大夫(T)
百済王敬福	宮内卿カ	従三位				○					四年五月常陸守(G)、同年十月檢習西海道兵使(L)
藤原乙麻呂	大宰帥カ	従三位									～四年九月大宰帥?(J)
(栗柄王)	?	(正四位下)				×				×	四年七月従三位(I)、五年十月没(P)
(藤原永手)	?	(従四位上)				○		×		○	四年十一月大倭守(M)、六年正月従三位(R)、八歳七月 <small>前中務卿(寧中459)</small>

c 『東大寺要録』⁽²⁾ 二、供養章第三開眼供養会（天平勝宝四年四月）

八日。留守官

東宮大納言曰勢嗣
西宮中納言朝臣顯

中納言治比呂

九日。太上天皇。太后。天皇。座_二東大堂布板殿_一。以開眼……。

其先請_二複位已上僧_一。自_二南門_一直參入。引道。

玄蕃頭。外從五位下秦忌寸首磨

右中弁。從五位上梶犬養宿禰古磨

次開眼師。僧正菩提法師。乘_レ輿捧_二白蓋_一自_レ東入。迎。

正五位下賀茂朝臣角足

從五位上安倍朝臣嶋磨

次講師。隆尊律師。乘_レ輿差_二白蓋_一自_レ西入。迎。

從四位上橘朝臣奈良磨

從四位上大伴宿禰古慈悲

次読師。延福法師。乘_レ輿差_二白蓋_一自_レ東入。迎。

從四位下藤原朝臣八束

從四位下石川朝臣磨

……

左大臣已下擊鼓十六人

d 『萬葉集』卷十九、四二七三～四二七八（天平勝宝五年正月）

二十五日、新嘗会の肆宴にして詔に応へし歌六首

天地と相栄えむと大宮を仕へ奉れば貴く嬉しき

右の一首は、大納言巨勢朝臣。

天にはも五百つ綱延ふ万代に国知らさむと五百つ綱延ふ 古歌に似たれども未だ詳らかならず

右の一首は、式部卿石川年足朝臣。

天地と久しきまでに万代に仕へ奉らむ黒酒白酒を

右の一首は、従三位文室智努真人。

島山に照れる橘うずに刺し仕へ奉るは卿大夫たち

右の一首は、右大弁藤原八束朝臣。

袖垂れていざ我が園にうぐひすの木伝ひ散らす梅の花見に

右の一首は、大和国守藤原永手朝臣。

あしひきの山下ひかげかづらける上にや更に梅をしのはむ

右の一首は、少納言大伴宿祢家持。

e 「建部門参向者父名」(天平勝宝八歳十二月頃)。⁸⁸⁾『大日本古文書』一二、三九二頁

右大臣 大納言 中納言二人 中務卿 文屋真人知努

塩焼王 安宿王 大伴宿祢古万呂 阿倍朝臣佐美万呂

巨勢朝臣堺万呂 佐伯宿(祢)毛人 大伴宿祢稻公

右十三人、以今月四日、参向建部門、

表のように、公卿の多くは六年間で複数の記事に名をとどめている。兄麻呂以外では、藤原乙麻呂だけは存在感に乏しく、『公卿補任』天平勝宝三年条に「今年薨」と誤られているほどである。乙麻呂は天平勝宝二年十月丙辰朔、「八幡大神の教」による特異な昇進で従三位・大宰帥となるが、その後は天平宝字元年六月壬辰に美作守に任じられるまで消息が途絶えている。『尊卑分脈』にみえる乙麻呂の子は三名のみであるのに対し、兄弟の豊成・仲麻呂・巨勢麻呂にはいずれも五名以上の子がみえることからすれば、病身であったかもしれないが、天平宝字四年六月癸卯に五十歳前後で没している。乙麻呂は非参議だが、議政官にかぎってみると（ただし八束は天平勝宝年間の参議在任が疑わしいため除いておく）、特にc・V・Z・b・eには兄麻呂以外の議政官の半数以上が名を連ねていることがわかる。またc・V・Z・bでは、公卿あるいは議政官の多くが役割分担に与っているが、兄麻呂はそれらいずれの機会においても役割を担うことができなかった、ということもできる。

以上により、兄麻呂は天平勝宝八歳以前に没していた蓋然性が大きいとみてよいのではないか。仮に存命であったとしても、参議の任に堪えない状態になっていたであろう。さらに臆測を重ねることになるが、没年として最も適当と考えられるのは天平勝宝三年である。『続日本紀』の同年の薨卒記事としては、正月己酉是日条（Aの叙位と同日）に多紀内親王が没したことがみえるのみで、疎漏が生じている可能性が認められる。加えて同年は、三月・五月・六月・九月・十二月に一切の記事がなく、天平勝宝年間のうちでも特に記述が疎であるといえよう。天平勝宝七歳もこれに近く、薨卒記事は皆無、二月・七月・九月は一切の記事がない。しかし、先の表にみた状況を考慮し、より早い天平勝宝三年を最も蓋然性が大であるとしておく。

大伴氏の氏上をめぐつて

前節までに述べたところをふまえて、兄麻呂を除くとすれば、天平勝宝八歳五月の時点で大伴一族の最高位者は古麻呂、次いで古慈斐、家持は五番手であつたことになる。しかし、家持がすでに氏上であつたとする見方もある。たとえば窪田空穂『萬葉集評釈』は、「喻族歌」という題詞について「家持は大伴氏の宗家の当主として、一族に警戒を求めたのである」と説明し、「この歌は、題詞が示しているように、家持が大伴氏の氏の上として一族に諭すことを目的として詠んだものであつたと断じている。」(天平勝宝)六年正月四日、氏族の人等の、少納言大伴宿禰家持の宅に賀集して宴飲せし歌三首(『萬葉集』巻二十、四二九八〜四三〇〇)についての同書の評に、「家持を氏の上と認めてのものと取れる」(四二九八)、「家持に対して氏の上としての尊敬をこめてのものである」(四二九九)とあるから、天平勝宝六年(七五四)正月以前に家持が氏上の地位についたとみていることになる。「⁽¹²⁾ 喻族歌」を作つた頃の家持を氏上とするものは、近年ではあまりみられなくなつたが、完全に否定されているわけでもない。⁽¹³⁾

早く尾山篤二郎は、家持以前の氏上が御行―安麻呂―旅人―道足―牛養―兄麻呂と継承されたであろうことを考証したうえで、次のように述べている。⁽¹⁴⁾

……兄麻呂の薨去後(天平勝宝三年正月
從二位、薨年不明)即ち天平勝宝三年家持の任少納言後に、氏上が家持に廻つて来たものと考へる。古慈斐は失脚したから除くとしても、或は左大弁兼陸奥鎮守將軍正四位下古麻呂があるから其の古麻呂へ渡り、奈良麻呂事件にて古麻呂が刑死せし後漸く家持が氏の上となつたかも知れぬ。尚參議兄麻呂に就いては公卿補任には天平勝宝八年の条に「薨年未詳。或本・宝字二年(元イ)謀反」と出し、同じく天平宝字二年の条に「(説本)月日謀反」と見えてゐる。氏上継承の手続きはその時の氏の高位高官がなるので世襲ではない。ただ茲に注意せられるのは氏上の外に氏

助がゐたことである。……助といふのは単に氏上を助けて氏の統率の任に当るものをいふのか、氏上が年少なる場合其代行者として任に就くものかはつきりしないが、さういふ者のゐただけは明かである。氏上が世襲でないまでも、ⁱⁱ宗家の嫡流であれば何れその任に就く時期のあることも予め約束されてゐたらうと思ふ。此場合大伴氏にあつては高市家か佐保家の何れかの当主であるべきで、馬来田・吹負家は支流であるからこれに預らず、若しなつたにした所で氏助ぐらゐの処であつたらうと想像されるが、これは未だ決定的ではない。

引用が長くなつたが、論点は右にほぼ出尽くしているといつてよい。iは現在では通説的理解となつてゐるが、特に旅人―道足―牛養―兄麻呂(いづれも四親等以下の親族間)という継承を認めるには、このように考える以外にははずである。尾山も当初はこれに副つて、引き続き「兄麿―(古慈斐)―古麿―家持」という順序を提示した。⁴⁶ところが、右ではそれを別案として扱い、代わつて兄麻呂の直後に家持が氏上を継承したという考えを第一案として掲げたのである。氏助という存在に支えられるならば、上位者や年長者をさしおいて「宗家の嫡流」が氏上の任につくことも可能であつた、という考えを進めたのがiiであろう。もしiiが成り立つとすれば、兄麻呂の次の氏上に古麻呂や古慈斐でなく家持がなつたとしてもおかしくはない。

しかし結局のところ、氏族の首長の地位については「一般には兄弟継承の如き傍系相続が奈良朝まで支配的であつた」⁴⁷というのが実情とみられ、少なくとも大伴氏の氏上に関してiiの根拠たりうる例はみあたらないのではないか。天平勝宝八歳の事件当時、族内で五番手にすぎない家持が氏上であつたということは、まず考えられないのである。そもそも、御行系をさしおいて、安麻呂―旅人の系統を「宗家」とみなしうるのか、というところから疑問とすべきであらう。「佐保大納言家の氏上」⁴⁸といった見方もあるが、「佐保大納言家」なる親族集団が当時としてどれほどの意味をもつたのかは不明であるうえ、そのなかにおいてさえも、叔父稻公の位階を超えていない家持は長たる存在になりえなかつたであらう。

一方のいについては、「支流」とされる小吹負家の牛養が、大伴氏の氏上であったことを示唆する記事を挙げることができる。牛養は紫香楽遷都の際に佐伯常人とともに大楯槍を立てているが（天平十七年正月己未朔）、宮門の警衛に関わる氏族の代表者として兩名が選ばれたとみられる。かかる儀式に従事する者の選考においては、族内最高位者、参議といった官位ではなく（常人は参議ではない）、氏上の地位こそが考慮されたのではなからうか。

念のため、当時の氏上の地位が形式的にとどまるものではなかったことについても確認しておきたい。天平宝字元年六月乙酉、反仲麻呂の動きに対する戒嚴令が発せられているが、その一条に「諸の氏長ら、或は公事に預らずして恣に己が族を集む。今より以後、更に然すること得ざれ」とある。当時、諸氏族の氏上（氏長）が相当の動員力を有していたことがうかがわれる。したがって、大伴氏の氏上が誰かというのは、やはり重要な問題である。しかし、氏上の継承については勅によるべきことが定められているもの（「継嗣令」継嗣条）、実際に大伴氏の氏上を任じた記事は存在せず、他氏の氏上についても記されたところは僅少である。そこで尾山の最初の案に戻って、氏上を族内最高位者間で継承される地位とみておき、かつ特段の事情がないかぎり前任者の死亡のみによって継承が行われる終身の地位であったとする仮定を加えて、兄麻呂の次の氏上を考えてみよう。

兄麻呂の死亡時期が、前述の天平勝宝三年（七五二）とすれば、その時点で族内最高位の従四位上古慈斐が氏上となる。すると、翌四年閏三月に入唐副使の古麻呂を餞別した際（『萬葉集』卷十九、四二六二題詞）、古慈斐は氏上の立場で氏人の古麻呂らに対していたことになる。また、氏上となって五年を経ながら未だ参議に任じられていないという状況で、事件の起こる天平勝宝八歳を迎えたことになる。大伴氏の議政官不在が五年も続くのはかつてなかったことであり、「光明・仲麻呂体制」に古慈斐が不満をつのらせていたとしてもおかしくはない。位階も従四位上に六年以上とどめられており、その間、遣唐使の功勞があったとはいえ年少の古麻呂に超えられている。これらにより、氏上としての面目を失ったと古慈斐は感じていたのではなからうか。薨伝の記す古慈斐の「鬱々」の原因には、前稿に述べた衛門督から出雲守への左遷

以上に、氏上ゆえの苦悩が大きかったのかもしれない。

なお、兄麻呂が没したのが天平勝宝三年でなくとも同六年四月以前であれば、氏上を継承するのは古慈斐である（同四年閏三月以降古麻呂が並ぶが先叙は古慈斐）。同六年四月の古麻呂正四位下昇叙以降であれば、すでに古慈斐を超えていた古麻呂が、氏上を継承することになる。

本稿では特に兄麻呂の問題に多くの紙数を費やしたが、「諭族歌」が作られた当時の古慈斐や家持の立場に稍近づくことができたのではないか。

注

- (1) 中野謙一「諭族歌」の背景―藤原仲麻呂と大伴古慈斐―（『愛知淑徳大学国語国文』三八、二〇一五年三月）。
- (2) 荒木敏夫『古代日本の勝者と敗者』（吉川弘文館、二〇一四年一〇月）、一一二頁。
- (3) 引用は『万葉集』（岩波文庫、二〇一三年一月―二〇一五年三月）による。以下同じ。
- (4) 尾山篤二郎『大伴家持の研究』（平凡社、一九五六年四月）、二二二頁。ただし、『萬葉集』に「坂上郎女は佐保大納言卿の女なり。駿河麻呂はこれ高市大卿の孫なり。両卿は兄弟の家、女と孫とは姑姪の族なり」（巻四、六四九左注）という例があることから、「姪は必ずしも兄弟の子に限らず、従兄弟の子にも称した」と指摘し、古麻呂を「或は御行の系に入るものかもしれない」としたのは疑問である。五六七左注は稲公のことを厳密に「庶弟」と称しているぐらいだから、「姪」は兄弟の子と解すべきであろうし、また族内の有力者でなく当時まだ微官にあった兩名が遺言の相手に望まれたことをみても、古麻呂は稲公に次ぐ近親者であったと考えるのが自然である。古麻呂の年齢についても、本稿は尾山の推定（同書、九四頁）より若干上とみる。
- (5) 「選叙令」五位以上子条・贈官条（『日本思想大系 律令』（岩波書店、一九七六年二月）、二八〇頁・二七八頁）。

- (6) 野村忠夫『律令官人制の研究 増訂版』(吉川弘文館、一九七〇年二月)二六六～二七〇頁の指摘する、二十七歳で初叙された佐伯今毛人のケースが目安となる。
- (7) 一度目は天平四年八月丁亥任の遣唐使で、嶋麻呂について『続日本紀』にはみえないが、石山寺所蔵の「遣教経」跋(『寧楽遺文 訂正版』中巻(東京堂出版、一九六二年一〇月)、六一四頁)に「日本使国子監大学朋古満」が帰国時に唐人からの經典を託されたことが記されている。
- (8) 小野寛『大伴家持研究』(笠間書院、一九八〇年三月)、一四六頁(初出一九六八年三月)。
- (9) 高島正人『奈良時代諸氏族の研究―議政官補任氏族―』(吉川弘文館、一九八三年二月)、七〇三頁。
- (10) 野村前掲注6書、三一四～三三二頁。
- (11) 稲公は従五位下昇叙の記事が漏れているため前の位階が不明であるが(天平十三年十二月己亥、因幡守任官時すでに従五位下)、外位に叙されたことはみえない。
- (12) 「御行―三中―犬養」などとする系図があるが(鈴木真年『百家系図』、『諸家系図史料集』(雄松堂出版、一九九五年一月)による)、もとより信ずるに足るものではない。
- (13) 野村前掲注6書、三二七頁。
- (14) 天平十五年五月癸卯以降は「内階コース」の拡大がみられるが、それまでに五位に昇叙された男官を対象とする調査により、「本来的に内階コースの氏」は多治比・藤原・石川・百済王・橘の五氏であったことが確認されている(野村前掲注6書、三二二頁)。このうち特殊な性格を有する百済王と橘の二氏を除く三氏は、該当者のうち世系の明らかかな者はいずれも大臣(左大臣多治比嶋・贈太政大臣藤原不比等・淡海朝大臣蘇我連子)の子孫である、という点が共通する。また、大伴氏と同じく「内・外階コース氏」である阿倍氏と巨勢氏についてみると、「内階コース」で世系の判明する者は阿倍嶋麻呂のみであるが、嶋麻呂は右大臣御主人の孫である(天平宝字五年三月乙未卒伝)。嶋麻呂に一年遅れて「内階コース」を踏んだ子嶋も、名からして嶋麻呂の弟であろう。ただし巨勢氏では、唯一の「内階コース」だった浄成は世系不明ながら、「外階コース」を歩んだ堺麻呂は孝徳朝の大臣徳太古の曾孫である(天平宝字五年四月癸亥薨伝)。あるいは堺麻呂の養父である呂治の前科を問われたのかもしれないが、いずれにせよ大化以降の大臣の子孫全員が「内階コース」とはならなかったことがわかる。なお、い

それも正三位大納言相当に昇った大人・麻呂父子を出した紀氏が、大人の孫にあたる飯麻呂をはじめ、この時期にみえる八名が全員「外階コース」であったことから、「内階コース」が大臣以上の子孫に限定されていたことがうかがわれる。以上、気づいた点を摘記するにとどめておきたい。

(15) 山本健吉『大伴家持』(筑摩書房、一九七一年七月)、二三五頁。

(16) 小野前掲注8書、一四八頁(初出一九六八年三月)に「大伴氏は古来武門の名家であった。その武人の血を最も多く受け継いだと思われる大伴吹負の系統である古慈斐」とある。

(17) 『寧楽遺文 訂正版』下巻(東京堂出版、一九六二年一月)、七四一頁。

(18) 『新日本古典文学大系 続日本紀 三』(岩波書店、一九九二年二月)、一三七頁脚注。家主は生年不明だが、その父池守は「靈寿杖」を賜与された記事から大化五年(六四九)生まれかと推定される(『新日本古典文学大系 続日本紀 一』(一九九〇年九月)、一六三頁脚注)。家主の子長野の生年を慶雲三年(七〇六)とすると、『公卿補任』(延暦六年条)、長野は叙爵時(天平神護元年正月己亥)すでに六十歳となり、生前従二位に昇った池守の孫にしては遅いのだが、仮に池守・長野の推定生年の中間をとって家主を天武六、七年頃の生まれとすれば、天平勝宝六年には七十七、八歳だったことになる。

(19) 「越前国桑原莊券」(『寧楽遺文 訂正版』中巻(前掲注7書)、六九〇～六九三頁)。

(20) 尾山前掲注4書、一三四頁。

(21) 井上通泰『萬葉集新考』第七(国民図書、一九二八年一〇月)、四一七三頁。

(22) 家持内舍人任官の時期および年齢に関しては、川口常孝の推定が最も無理のないものと思われる(『大伴家持』(桜楓社、一九七六年一月)、第二章第一節)。また、高島正人は養老二年説を探りつつ、『公卿補任』宝龜十一年条所載の「天平元年己巳」について、「養老元年を天平に誤ったのではなからうか」という(前掲注9書、七一頁)。元年生まれとする記載を活かすためには、養老を天平に誤ったうえに丁巳を己巳に誤ったと考えねばならず、家持の生年を養老元年と断定することはできないが、ここでは、近年最も有力と思われる養老二年説に対する根本的な疑問を述べておきたい。

養老二年説は、『公卿補任』天応元年(宝龜十二年)条の「大伴家持^{四十六}」という年齢記載を端緒としている。小野寛は『公卿補任』に関し、「年齢の記載はできるだけ生かしたいと思う」と述べている(前掲注8書、一一三頁(初出一九七五年二月))。

『大伴家持大事典』(笠間書院、二〇一〇年一月)、六頁(小野執筆)も同旨。「大伴系図」(『統群書類従』第七輯下系図部、二七四頁)にみえる家持の享年「六十八歳」も根拠とされるが、「大伴系図」の記載内容は家持の項をみるかぎり「公卿補任」所載の範囲にすべて収まる(『公卿補任』は『新訂増補国史大系 公卿補任 第一篇』(吉川弘文館、一九三八年四月)による。延暦四年条で家持に「八月庚寅日薨、廿餘日其骸未葬。大伴継人竹良等射殺藤種繼。事発覺下獄。案驗之。事連家持。由是追除名」(傍点中野)と注記してあったものが、「大伴系図」で「八月、薨。大伴継人竹良等射殺云々」と家持が射殺されたかのごとくになっているのは象徴的)。したがって、「公卿補任」の年齢記載が唯一の文献的根拠といえるのだが、天応元年条の「六十四」は本来家持ではなく、左隣の「大伴伯曆」の年齢として記載すべきものであったと考えられる。天応元年と延暦元年(天応二年)条との対応関係を見ると、いずれも年齢記載のある者五名(藤原魚名・同田麻呂・同是公・同家依・石川名足。年齢も対応)、いずれも年齢記載のない者七名(大中臣清麻呂・藤原繼繩・同小黒麻呂・神王・大中臣子老・紀船守・高麗福信)、いずれか一方のみに名がみえる者計五名(天応元年没―石上宅嗣・藤原乙繩、延暦元年叙任―藤原種繼・紀家守・佐伯今毛人)となり、いずれにも名がみえ年齢記載は一方のみという者は藤原浜成・大伴家持・大伴伯麻呂の三名しかない。このように、年齢記載に関するかぎり天応元年条と延暦元年とはほぼ整合するが、家持と伯麻呂については、天応元年条―家持六十四・伯麻呂ナシ、延暦元年条―家持ナシ・伯麻呂六十五という齟齬が生じている。伯麻呂は『統日本紀』に享年六十五とあるから(延暦元年二月丙辰薨伝)、この点で『公卿補任』延暦元年条の記載は正確である。ところが、それを遡って天応元年条の伯麻呂の年齢を六十四と記入しようとした際、右隣にあって年齢記載を欠いた家持の項に誤って「六十四」を記してしまったのではないか。なお浜成については、『統日本紀』に享年六十七とあるが(延暦九年二月乙酉薨伝)、『公卿補任』では初出の宝龜三年条から同六年条まで連続して正確な年齢を記載し、飛んで天応元年条に「五十九」と誤り(正しくは五十八)、再び飛んで没年の延暦九年条に「六十七」と正しく記載している、という状況である。天応元年条の誤記は偶発的に生じたものであろうが、おそらくは、浜成が大宰員外帥に左遷された天応元年の年齢を特に記そうとして、延暦九年条の享年を遡らせていくうちに天応・延暦の改元に絡んで錯誤を犯したと思われる。ともかく、『公卿補任』所載の家持の年齢に関するかぎり右の考察に大過ないとすれば、養老二年説は誤記を起点に展開されていたことになる。

(23)「凡そ文武の職事、散官の、朝参に行立せむことは、各位の次に依りて、序づること為よ。位同じくは、五位以上は、即ち

授位の先後用るよ。六位以下は齒を以るよ」(『公式令』(前掲注5書、三九六頁))。

- (24) 尾山前掲注4書、二八〜二九頁のいうところに従えば八十三歳前後となる。ただし、同書に百世が「天平十年に漸く外従五位下になった」というのは不正確で、外従五位下昇叙の年時は不明とすべきである。天平十年閏七月癸卯条は、すでに外従五位下であった百世の兵部少輔任官を伝える記事である。

- (25) 『新訂増補国史大系 尊卑分脉 第二篇』(吉川弘文館、一九五九年三月)、四一八頁。

- (26) 木本好信『藤原仲麻呂』(ミネルヴァ書房、二〇一一年七月)、一六八頁。

- (27) 木本前掲注26書、五一〜五三頁。

- (28) 前掲注4(『萬葉集』卷四、六四九左注)。

- (29) 尾山前掲注4書、一六頁は、慶雲二年十二月癸酉に正七位上から従五位下に昇叙された大沼田を「御行の男歟」とする。この大沼田は駿河麻呂の父であった可能性がある。駿河麻呂を兄麻呂の子、潔足の兄とする系図もあるが(前掲注12書。荒木前掲注2書、七一頁の系図も同様であるが、根拠は特に記されていない)、従えない。

- (30) 駿河麻呂の従五位上昇叙年時は不明だが、天平宝字元年五月丁卯以降(おそらく恵美押勝の乱より後)と考えられる。同年八月甲午勅は「賊臣」として橘奈良麻呂の与党を挙げているが、そのなかに駿河麻呂の名もみえる。その記載順は処罰前の位階によるものと考えられるが、駿河麻呂は小野東人(天平宝字元年五月丁卯従五位上昇叙)の下にあることによる。

- (31) 大宝元年己丑条。正広式は正二位相当だが、和銅五年九月己巳条には「贈右大臣従二位」とある。この相違に関しては詳らかでないが、御行は生前大納言正広参(従二位相当)であったから、子孫には生前二位の蔭階が適用されるとみておく。

- (32) 「選叙令」五位以上子条(前掲注5書、二八〇頁)。駿河麻呂初叙の時点で兄麻呂は六位以下であろうが、仮に従五位であったとしても、その蔭階が御行孫としての蔭階を上回ることはない。

- (33) 尾山前掲注4書、二二頁に「ひよつとしたら駿河麻呂の兄？」とある。

- (34) 高島前掲注9書、七〇〇頁。ただし、同書は兄麻呂と古麻呂を兄弟としている点に無理がある(六九二頁)。

- (35) 高島前掲注9書、六九三頁は、天平宝字元年七月の奈良麻呂事件に「弟」古麻呂が関与したことを挙げて、「おそらくそのとき縁坐し、その地位を失ったのではなからうか」とする。また、倉本一宏『日本古代国家成立期の政権構造』(吉川弘文館、

一九九七年一月)、三三〇頁(初出一九八七年十一月)の表中、兄麻呂の「議政官在任期間」終了が「天平勝宝元年八月カ」とされているが、駿河麻呂の参議着任までの間隔が「十八年」とされているから、「天平勝宝元年」は「天平宝字元年」の誤りと判明する。これによれば、倉本も橘奈良麻呂の変まで兄麻呂が在世していたとみていることになる。荒木前掲注2書にも、

大伴兄麻呂は、天平勝宝元年(七四九)から「参議」となり、「謀反」計画の発覚した天平宝字二年でもって「参議」をおえている。この符号から『公卿補任』は、天平宝字二年の大伴兄麻呂の項に、「謀反」と記し、事件の関係者とみている。大伴氏を代表する「参議」であった点が考慮されて、「謀反」計画への与同を持ちかけられたものと思える。

という記述がみえる。ただし荒木は、天平宝字元年の橘奈良麻呂の変を同二年に誤り、『公卿補任』の記す天平宝字二年の「謀反」を無批判に橘奈良麻呂の変とみなしているようである。

(36) 高島前掲注9書、六九三頁。

(37) 筒井英俊校訂『東大寺要録』(国書刊行会、一九七一年二月)、四七〇四九頁。

(38) 岸俊男『藤原仲麻呂』(吉川弘文館、一九六九年三月)。

(39) 前掲注25書、四九五〇四九六および四二〇頁。

(40) 八束(後の真楠)は天平神護二年三月丁卯薨伝によれば天平勝宝初年に参議に任じられたというが、この薨伝には『続日本紀』の編年記事と齟齬する点が少なくない。林陸朗『奈良朝人物列伝』『続日本紀』(思文閣出版、二〇〇一年五月)、一七五〇一七六頁参照。

(41) 『窪田空穂全集』第十九卷(角川書店、一九六七年三月)、五三二頁(初出一九五二年七月)。

(42) 窪田前掲注41書、四〇七・四〇八頁。なお、天平勝宝六年正月の宴飲に関して山本健吉は、祖父兄および氏上以外の者に対する拝賀の礼が禁じられていた点を挙げ、「このとき家持が氏上だったことを物語る」と述べている(前掲注15書、二二八頁)。しかし、正月に私的な宴飲が行われるのは決して珍しくなく、『萬葉集』卷十九、四二八二〇四二八四など、参集者が一族のみであっても家持を「賀」する宴飲とは必ずしもみなされないから、この点は家持を氏上とする根拠とはしがたい。

(43) 本木前掲注26書、八〇頁など。

(44) 尾山前掲注4書、一〇二〇一〇三頁。なお、これによれば尾山は天平勝宝三年七月(『萬葉集』卷十九、四二四八題詞に家

持の少納言遷任のことがみえる）頃には兄麻呂が没したとみているようだが、特に根拠は示していない。

(45) 阿部武彦「古代族長継承の問題について」（『日本古代の氏族と祭祀』〈吉川弘文館、一九八四年五月〉、九七―一二四頁。初出一九五四年一月）。

(46) 尾山前掲注4書、二五頁。ただし、古麻呂と家持の間に、少なくとも駿河麻呂・伯麻呂を挿入すべきであろうが、ここでは問わないこととする。一方、阿部前掲注45論文は参議以上を挙げているため、兄麻呂と駿河麻呂の間に入るべき者について言及していない。

(47) 阿部前掲注45書、一二二頁。

(48) 山本前掲注15書、二三五頁。ただし、山本の引く天武十一年十二月壬戌詔「諸氏の人等、各氏上たる可き者を定めて申し送れ。亦其の眷族多に在らむ者は、分ちて各氏上を定め、並に官司に申し送れ」の「分ちて」とは、「高市大卿家」・「佐保大納言家」といった「家」に細分することではない。たとえば、阿倍氏の阿倍引田・阿倍布勢といった枝氏に分けることであろう。大伴氏にも大伴朴本（天武元年六月甲申条）や大伴大田（神護景雲元年二月辛卯条）などの枝氏があった。

『続日本紀』参考記事一覧（『新日本古典文学大系 続日本紀 三』（注18書）による。――部は公卿、}部は大伴氏の有力者）

A 天平勝宝三年正月己酉条

正四位上大伴宿禰兄麿に從三位を授く。從四位上安宿王に正四位下。從四位下大市王に從四位上。……

B 天平勝宝三年二月己卯条

典膳正六位下雀部朝臣真人ら言さく、「……望み請はくは、巨勢大臣を改めて、雀部大臣として、名を長き代に流へ、」とまうす。大納言從二位巨勢朝臣奈弓麿も亦、その事を証明す。是に治部に下知して、請に依りて改め正さしむ。

C 天平勝宝三年四月丙辰条

参議左大弁從四位上石川朝臣年足らを遣して、幣帛を伊勢大神宮に奉らしむ。また、使を遣して、幣帛を畿内・七道の諸社に奉らしむ。遣唐使らをして平安ならしめむ為なり。

D 天平勝宝四年閏三月丙辰条

遣唐使の副使已上を内裏に召して、詔して節刀を給ふ。仍て大使從四位上藤原朝臣清河に正四位下を授く。副使從五位上大伴宿禰古麻呂に從四位上。留学生无位藤原朝臣刷雄

に從五位下。

E 天平勝宝四年四月乙酉条

盧舍那大仏の像成りて、始めて開眼す。是の日、東大寺に行幸したまふ。天皇、親ら文武の百官を率ゐて、設齋大会したまふ。……是の夕、天皇、大納言藤原朝臣仲麿が田村の第に還御します。以て御在所としたまふ。

F 天平勝宝四年四月辛卯条

從四位下藤原朝臣八束を摂津大夫とす。

G 天平勝宝四年五月辛未条

從五位下多治比真人犢養を遠江守とす。……從三位百濟王敬福を常陸守……。

H 天平勝宝四年七月甲寅条

中務卿正三位三原王薨しぬ。一品贈太政大臣舍人親王の子なり。

I 天平勝宝四年七月庚申条

正四位下栗栖王に從三位を授く。

J 天平勝宝四年九月庚戌条

中納言從三位紀朝臣麻路を兼大宰帥とす。

K 天平勝宝四年九月乙丑条

從三位智努王らに文室真人の姓を賜ふ。

L 天平勝宝四年十月戊寅条

常陸守從三位百濟王敬福を檢習西海道兵使とす。判官二人、

録事二人。

M 天平勝宝四年十一月乙巳条

……從四位上藤原朝臣永手を大倭守とす。……また、參議從四位上橘朝臣奈良麻呂を但馬因幡按察使とし、兼ねて伯耆・出雲・石見等の国の非違の事を檢校へしむ。

N 天平勝宝五年三月辛未条

大納言從二位兼神祇伯造宮卿巨勢朝臣奈氏麻呂薨しぬ。小治田朝の小徳大海が孫、淡海朝の中納言大雲比登が子なり。

O 天平勝宝五年九月乙丑条

從四位上石川朝臣年足に從三位を授け、大宰帥とす。從四位上紀朝臣飯麻呂を大弔。

P 天平勝宝五年十月甲戌条

中務卿從三位栗栖王薨しぬ。二品長親王の子なり。

Q 天平勝宝六年正月癸卯条

天皇、東院に御しまして、五位已上を宴したまふ。勅有りて、正五位下多治比真人家主、從五位下大伴宿禰麻呂の二人を御前に召して、特に四位の当色を賜ひ、四位の列に在らしむ。即ち從四位下を授く。

R 天平勝宝六年正月壬子条

天皇、大安殿に御します。詔して、從四位上藤原朝臣永手に從三位を授けたまふ。從四位下池田王に從四位上。從四位上橘朝臣奈良麻呂に正四位下。從四位下石川朝臣麻呂・藤

原朝臣八束に並に從四位上。……入唐副使從四位上大伴宿禰古磨來歸り。唐僧鑿真・法進ら八人隨ひて歸朝す。

S 天平勝宝六年正月丙寅条

副使大伴宿禰古麻呂、唐国より至りぬ。古磨奏して曰はく、「大唐天宝十二載、歲癸巳に在れる正月の朔癸卯、百官・諸蕃朝賀す。天子、蓬萊宮含元殿に朝を受く。是の日、我を以て西畔第二吐蕃の下に次ぎ、新羅使を以て東畔第一大食国の上に次ぐ。古磨論ひて曰はく、「古より今に至るまで、新羅の日本国に朝貢すること久し。而るに今、東畔の上に列し、我反りてその下に在り。義、得べからず」といふ。時に將軍吳懷実、古磨が肯にせむ色を見知りて、即ち新羅使を引きて西畔第二吐蕃の下に次ぎ、日本使を以て東畔第一大食国の上に次ぐ」といふ。

T 天平勝宝六年四月庚午条

從五位上中臣朝臣清磨を神祇大副とす。從五位下秋篠王・粟田朝臣人成を並に少納言。從四位上大伴宿禰古磨を左大弁。從五位下石川朝臣豊成を右少弁。外從五位下日置造真卯を紫微中臺少忠。從五位下当麻真人子老を雅楽頭。從五位上石川朝臣名人を民部大輔。從五位下石川朝臣豊人を主税頭。從五位上大伴宿禰家持を兵部少輔。從四位上紀朝臣飯磨を大藏卿。正五位下朝臣中臣益人を造宮少輔。從五位下藤原朝臣武良志を左京亮。外從五位下文忌寸上磨を右京

亮。從三位文室真人弥努を撰津大夫。從五位下百濟王理伯を亮。從五位下多治比真人土作を尾張守。正五位下大伴宿禰稻君を上総守。……

U 天平勝宝六年四月壬申条

入唐廻使從四位上大伴宿禰古磨・吉備朝臣真備に並に正四位下を授く。……

V 天平勝宝六年七月癸丑条

正一位橘朝臣諸兄、從三位文室真人弥努・紀朝臣麻路、從四位下安宿王、從五位下厚見王、從四位下多治比真人国人、從五位下多治比真人木人・紀朝臣男楫・阿倍朝臣毛人・石川朝臣豊成、外從五位下文忌寸上麻呂を御装束司とす。六位已下十二人。從二位藤原朝臣豊成、從三位多治比真人広足・藤原朝臣永手、從四位上池田王、正四位下大伴宿禰古磨、從四位上文室真人大市、正五位上佐伯宿禰今毛人、從五位上梶犬養宿禰古磨、(從五位下)紀朝臣広名・粟田朝臣人成を造山司とす。六位已下廿一人。

W 天平勝宝六年十一月甲申条

薬師寺の僧行信と、八幡神宮の主神大神多麻呂らと、意を同じくして厭魅す。所司に下して推し勘へしむるに、罪遠流に合へり。是に、中納言多治比真人広足を遣して、薬師寺に就きて詔を宣らしめ、行信を下野薬師寺に配す。

X 天平勝宝八歳二月丙戌条

左大臣正一位橘朝臣諸兄致仕す。勅して、請に依りて許したまふ。

Y 天平勝宝八歳五月乙卯条

左大弁正四位下大伴宿禰古麿、并せて中臣・忌部等を遣して幣帛を伊勢大神宮に奉らしむ。天下の諸国の今年の田租を免す。是の日、太上天皇、寢殿に崩りましぬ。遺詔して、中務卿從四位上道祖王を皇太子としたまふ。

Z 天平勝宝八歳五月丙辰条

使を遣して、三関を固く守らしむ。從二位藤原朝臣豊成、從三位文室真人玆努・藤原朝臣永手、正四位下安宿王、從四位上黄文王、正四位下橘朝臣奈良麿、從四位下多治比真人国人、從五位下石川朝臣豊成を御装束司とす。六位已下十人。從三位多治比真人広足・百濟王敬福、正四位下塩焼王、從四位下山背王、正四位下大伴宿禰古麿、從四位上高麗朝臣福信、正五位上佐伯宿禰今毛人、從五位下小野朝臣田守・

付記 追悼論文とするには微細な点に拘泥しすぎた観があり、視野の狭さを恥じるばかりだが、寺尾先生がおもしろいと言ってください。個所のあることを信じ、謹んで先生の御霊前に捧げたい。

(文学部・文化創造研究科准教授)

大伴宿禰伯麿を山作司。六位已下廿人。外從五位下大藏忌寸麿を造方相司。六位已下二人。從五位下佐味朝臣広麿・佐々貴山君親人を養役夫司。六位已下六人。

a 天平勝宝八歳十月癸卯条

大納言藤原朝臣仲麿、東大寺に米一千斛、雜菜一千缶を献る。天平勝宝八歳十二月己酉条

b 天平勝宝八歳十二月己酉条

勅して、皇太子と右大弁從四位下巨勢朝臣堺麿とを東大寺に、右大臣從二位藤原朝臣豊成・出雲国守從四位下山背王を大安寺に、大納言從二位藤原朝臣仲麻呂・中衛少將正五位上佐伯宿禰毛人を外嶋坊に、中納言從三位紀朝臣麻路・少納言從五位上石川朝臣名人を薬師寺に、大宰帥從三位石川朝臣年足・彈正尹從四位上池田王を元興寺に、讃岐守正四位下安宿王・左大弁正四位下大伴宿禰古麿を山階寺に遣して、梵網經の講師六十二人を請はしむ。